

【別表 1】 補助事業者の要件

納税状況	大阪市における以下の税の滞納がないこと。 ・ 個人にあつては個人市民税、法人にあつては法人市民税 ・ 所有する全ての土地・家屋に係る税（固定資産税・都市計画税）
------	--

【別表 2】

補助項目	単位	補助限度額単価	補助項目	単位	補助限度額単価
道路舗装	m ²	14,700 円	U型側溝設置	m	11,400 円
道路境界石設置	m	7,300 円	L型側溝設置	m	11,800 円
現場打ち側溝	m	700 円	側溝蓋設置	m	4,900 円
集水枳設置	ヶ所	57,200 円	—	—	—

【別表 3】 支障物の撤去

補助項目		単位	補助限度額単価
塀等	木製	見付 m ²	6,200 円
	金属製	見付 m ²	3,300 円
	ブロック製等	見付 m ²	12,800 円
	コンクリート製	見付 m ²	10,200 円
門扉	木製	見付 m ²	2,300 円
	金属製	見付 m ²	5,500 円
樹木	低木	本	500 円
	中木	本	3,000 円
	高木	本	6,900 円
段差のある工作物	コンクリート製等	m ³	24,300 円
車止め等		ヶ所	4,300 円

備考

- 1 塀等とは、塀、擁壁をいう。
- 2 塀等のうちブロック製等とは、コンクリートブロック、レンガ、石その他これらに類するもので作られているものをいう。
- 3 樹木は、樹木の地上 1.2 m の部分で幹周が 10cm 未満を低木、10cm 以上 60cm 未満を中木、60cm 以上を高木とする。
- 4 段差のある工作物とは、コンクリート、コンクリートブロックその他これらに類するもので、アプローチ、階段その他これらに類する築造物で道路部分との高さが 3 cm 以上あるものをいう。
- 5 車止め等とは、車止め、標識支柱等で木製、金属製その他これらに類するもので作られているものをいう。

【別表 4】様式及び添付書類一覧

補助金交付申請書	様式 1	
委任状（代理人）		・ 代理人による申請の場合
補助事業者が、建築主等の配偶者又は一親等内の親族であることを証する公の書類		・ 補助事業者が、建築主の配偶者又は一親等内の親族である場合
納税証明書（市民税、固定資産税及び都市計画税）		・ 市民税が非課税の場合、課税（所得）証明書を添付すること ・ 別表 1 に記載のもの
除却工事補助金予定額の算出根拠	様式 1－1	・ 第 3 条第 1 項第 5 号に規定する撤去工事を行う場合
整備工事補助金予定額の算出根拠	様式 1－2	
計画概要図面（付近見取り図、整備計画図、整備断面図）		
道路中心線及び現況幅員に関する書類（道路境界明示書・官民境界明示書等）		・ 附則 5 項道路の場合
現況写真及び撮影方向位置図		
道路中心線設置写真		・ 2 項道路の場合
後退用地等にある支障物の撤去図		・ 第 3 条第 1 項第 5 号に規定する撤去工事を行う場合
見積書		
誓約書	様式 2	
不動産登記法第 14 条第 1 項地図及び登記事項証明書（土地）等の補助事業者が計画敷地の権利者であることを証する書類		・ 補助事業者が整備要綱第 3 条第 2 項に該当する場合
工事に未着手であることを証する書類		・ 第 4 条第 1 項ただし書の規定に基づき補助金交付申請を行う場合
その他申請に必要と認める書類		
補助金交付決定通知書	様式 3	
工事着手届	様式 3－2	・ 第 8 条第 2 項の規定に基づいて工事に着手した場合
補助金不交付決定通知書	様式 4	
補助金取下届	様式 5	
補助金取下受理通知書	様式 6	
補助金交付変更承認申請書	様式 7	
撤去工事補助金予定額の算出根拠	様式 7－1	・ 第 3 条第 1 項第 5 号に規定する撤去

	拠		工事を行う場合
	整備工事補助金予定額の算出根拠	様式 7 - 2	
	変更承認に必要な書類等（変更内容が確認できる書類等）		
	変更部分の工事に未着手であることを証する書類		・ 第 9 条第 1 項イに基づき申請する場合
	その他申請に必要と認める書類		
補助事業廃止承認申請書		様式 8	
	その他申請に必要と認める書類		
補助金交付変更承認通知書		様式 9	
不承認通知書		様式 9 - 2	
補助事業廃止承認通知書		様式 10	
補助金交付決定取消通知書		様式 11	
補助事業完了実績報告書		様式 12	
	補助事業完成図		
	補助事業工事中及び完成後の写真		
	補助事業に係る工事請負契約書等の写し		・ 補助金の交付申請額が変更となる場合は、事前に補助金交付変更承認申請を行うこと ・ 補助事業者が工事契約していることが確認できる工事契約書等の写しを添付すること
	工事費の支払いを証する書類		・ 領収書及びその他支払いを証明する書類
	領収書等遅延理由書	様式 12 - 2	・ 領収書遅延理由書を提出する場合は、請求書の写しを添付すること ・ 補助金請求の際に工事費の支払いを証する書類（領収書及びその他支払いを証明する書類）を添付すること
	その他申請に必要と認める書類		
現地完了検査依頼書		様式 12 - 3	
補助金額確定通知書		様式 13	
請求書			
	その他申請に必要と認める書類		
検査結果通知書		様式 13 - 2	
事情変更による補助金交付決定取消・変更通知書		様式 14	

※ 原本の写しの提出を可とする。ただし、当該書類に疑義が生じた場合はその原本の提示を求めることがある。なお、写しと表記があるものについては、写しのみとする。